

【議案第1号関係】

問 宇野 裕委員

県民生活課と文化振興課の指定管理者の審査会開催の経費が22万5,000円と予算が一致しているが内訳は何か。また、どういうわけで一致したのか。

---

答 齋藤県民生活課長

公の施設の指定管理者制度導入に係る審査会経費で、委員報酬と委員旅費であり、積算根拠が同じなのではないかと思われる。

---

答 小倉文化振興課長

1万3,000円の報酬で5人に3日間依頼するということで19万5,000円と、それに伴う旅費が3万円で、合計でこの額になる。これは、同じ規模の構成を考えており、人数等が同一のために、金額も同一となったと考えられる。

---

問 宇野 裕委員

他部の同様の審査会でも22万5,000円なのか。

---

答 小倉文化振興課長

すべてが同額かどうか分からないが、同じくらいの規模、内容のものについては同じような算定になっていると考えられる。ただし、各部によって必ずしも一致はしていないのではないかと思う。

---

【諸般の報告・その他の関係】

問 宇野 裕委員

国では、シートベルト・リマインダーの装備を義務づけたということだが、それはどのようなものか。また、シートベルトを着用しないと車が発進できないように改良できないか。

---

答 時田交通安全対策課長

シートベルト・リマインダーは、シートベルト未着用を警告音で知らせる装置である。国では、道路運送車両の保安基準の一部改正により、平成17年9月から新型四輪自動車について、シートベルト・リマインダーの装備が義務づけられた。新車の販売においては、既にトヨタのカムリやホンダ車で取りつけられている。

また、シートベルトを着用しないと車が発進できないという開発までは、現在のところ至っていないようである。